ぶる

「頼れる街の法律家!東京都行政書士会品川支部の活動報告」 地元密着!町会、自治会、商店街、高齢者クラブ等との連携強化!! 2020

P2·····活 動 報 告一無料相談会一

P3·····活 動 報 告一図書館講座一

P4.5・・・・・わが町紹介「いにしえの五反田を訪ねて」

P6·····法教育活動 中学生と考える「きまり」って窮屈? それとも必要?

P7・・・・・・ 「品川区町会・自治会運営事務サポート」開始!

・・・・・・品川支部行政書士の無料相談のご案内



私たちにご相談ください。日々のお困り事や地域の問題をぜひ皆さまのお近くで開催された時には、 り添い、問題の解決に当たることなの法律家」として区民や中小企業に私たち行政書士会品川支部では、 条に日々の活動をしています。 家」として区民や中小企業に寄 問題の解決に当たることを信

こんなことをお悩みの方、行政書士にご相談ください。

- 事業を始めたいのだが、会社の作り方を知りたい。
- 飲食店を始めたいのだが、営業許可が必要なの?
- 相続手続きってどんなことをすれば良いの?
- 契約書を作ったけど、これで良いのか心配…
- 交通事故にあったが、何をすれば良いのかな?
- 外国人と結婚したいけど、どんな手続きが必要?
- 車庫証明や車の名義変更の手続きをしたいのだが…

- 訪問販売で高い買物をしてしまったけど解約できるの?
- 遺言書を作りたいのだけど…
- 親が認知症かも。成年後見制度を利用したいのだが…
- 空き家のことで困っているのだが…
- 私のホームページに載せた写真がそのまま利用されてい るけど、どうしたら良いの?



相談するには

令和元年 8月25日 **戸越銀座**

活動報告 -無料相談会-

「『第22回とごしぎんざまつり』 無料相談ブース出展!」

昨年に引き続き、戸越銀座商栄会商店街連合会様の ご厚意により、今年も広報の一環として相談ブース を出展いたしました。行政書士会のマスコットキャ ラクター「ユキマサ君」も参加してくれました。





「品川さむらい会街頭相談会@しながわ宿場祭り」

2019年9月29日(日)に開催されました「しながわ宿場まつり2019」に他士業無料相談会としてブースを出店しました。

※「品川さむらい会」とは、品川区に事務所を構える士業(司法書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、行政書士)の他士業連携の会です。





「第32回『しながわ夢さん橋2019』 相続・遺言無料相談会開催!」

2019年10月14日 (月祝)、第32回「しながわ夢さん橋2019」に無料相談のブースを出店しました。 今回は台風の影響により、急きょ日程変更となり規模も縮小しての開催となりました。

相談内容は相続・遺言だけでなく外国人、許認可等 の相談も合同で行いました。

あいにくの雨でしたが、品川支部広報誌の「めーぷる」も含め100部以上配布することができ、行政書士のPRをすることができました。



東京都行政書士会品川支部 TEITEL 03-3490-1650 FAX 03-6807-2580



行政書士に相談するには

- 支部では、常時電話でのご相談を受け付けております。まずはお気軽にお電話ください。 事務所に来ていただくか、お近くの行政書士がご自宅等にご訪問してお話をうかがい、必要なアド バイスをいたします。
- 支部では、品川区役所第3庁舎3階区民相談室で第1~4金曜日午後1時より4時まで行政書士相談を行っております。予約は電話03-3777-1111(区代表電話)で区民相談室へお願いします。

活動報告 一図書館講座-



「行政書士による知って役立つ講演会」

五反田図書館(開催は五反田文化センター)にて開 催しました。当日は21名の方にお越しいただきまし た。前半は「認知症とその家族を保護するための法 的制度(成年後見・家族信託)やエンディングノー ト、デジタル遺品」について、後半は「相続・遺言 」について話しました。





「行政書士による知って役立つ講演会」

八潮図書館にて開催しました。当日は25名の方にお 越しいただきました。

相続、遺言、民法改正、成年後見、家族信託などに ついて話しました。





「行政書士による「相続」と「終活」ミニ講座」

荏原図書館にて開催しました。当日は28名の方にお 越しいただきました。前半は「終活とエンディング ノート」について、後半は「相続のお話」と称して 具体例を用いながら、法定相続人、法定相続分、遺 言の書き方、遺留分などについて話しました。。

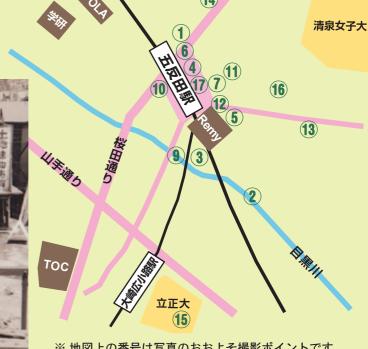


■ 支部では、区の各町会自治会、高齢者クラブ等にご協力いただき、これらの会の要 請により、相談会を随時開催しています。ご自分の所属する町会自治会、高齢者ク ラブ等にご照会ください。



2000年 2000年



























9 昭和 30 年代後半

法教育活動・・・中学生と考える「きまり」って窮屈? それとも必要?

もしも世に中に きまり がなかったら・

東京都行政書士会品川支部は、平成23年から区内 の小中学校にて「法教育授業」を実施しています。

法教育とは「法律専門家でない人々に対する、法 に係わる基本的な知識、考え方、さらにはそれに必 要な技能等の教育」のことを言い、「ある事象が法 的に正しいか否かを学ぶ」のではなく、「法とはな にか、なぜあるのかを考える | ことを中心とした内 容が特徴です。

現在は品川区立品川学園の7年生(中学1年生)に 対し、毎年1回「メディアセンター(図書館)のきま り」を題材として「きまりがなかったらどうなる」「き まりがあることによる不都合はないか」「不都合が あるなら、どうすれば解消できるか」と言った流れ で、話し合いを交えた授業を行っています。

はじめ、生徒達は「きまり」と聞くと「自分たちを 縛るもの | や「窮屈な感じがする | と答えます。そ れが、授業を行った後には「縛るもの、窮屈な感じ ではあるけど、みんなのため、そして自分のために も必要なものなんだな」と言った感想を出してくれ ます。これは小さな変化かもしれませんが、「きま り」に対しての考え方が変わることが、成長過程に おいては勿論、社会に出た後も良い影響を与えてく れるのではないかと考えています。

他にも、授業の中で「メディアセンターのきまり が無かったらどうなるか?」と言った質問には「置 いてある本をインターネットで売る」との答えが



あったり、「メディアセンターをもっと便利に使え る決まりはないかな? | と言った質問には「貸し出 し窓口をAI化する」と言ったように、講師が生徒 達と同じ年の頃には考えもしなかった答えが多く出 てくるのも興味深いところです。

このように、毎年の授業で「きまりに対する生徒 達の変化」を目の当たりにすることに、私達は確か な手ごたえを感じています。

今後は現在の授業内容を更に良いものにすること や、様々な年齢層に対応した内容を考案し、品川区 の皆様の「法的な基礎作り」のお手伝いが出来るよ うに活動を進めて行きたいと考えています。





参加された皆さんの感想

- ・私は最初、きまりはなんであるんだろうと思っていました。でも、今日の授業 でみんなの幸せのためにきまりが必要と分かりました。
- ・今日はメディアセンターを例として考えたけど、将来会社をつくったりするときに今日のようなことを考 えながらやってみたい。
- ・きまりはないと困るけど、たくさん有りすぎたり厳しかったりするとそれはそれで困るから「きまり」は 難しいと思った。相手のことも考えるのが大切だと思った。程よいきまりが良いと思った。
- ・きまりは便利なことも不便なこともあるけど、みんなの幸せを守るためには必要だと思いました。自分の ことだけを考えるのでなく周りの人のことを考えることが大切だということが分かりました。

「品川区町会・自治会運営事務サポート」開始!

令和元年(2019) 6月に品川区と東京都行政書士会品川支部は「品川区町会・自治会運営事務サポート補助金に関する協定」を締結し、7月1日より「町会・自治会運営事務サポート事業」を開始いたしました。

1. 対象

品川区内の全町会・自治会

2. 事業概要

町会・自治会からの要請に応じて、会の運営において必要な事務的作業等を行政書士が代行することで、 町会・自治会の役員の負担軽減を図る。

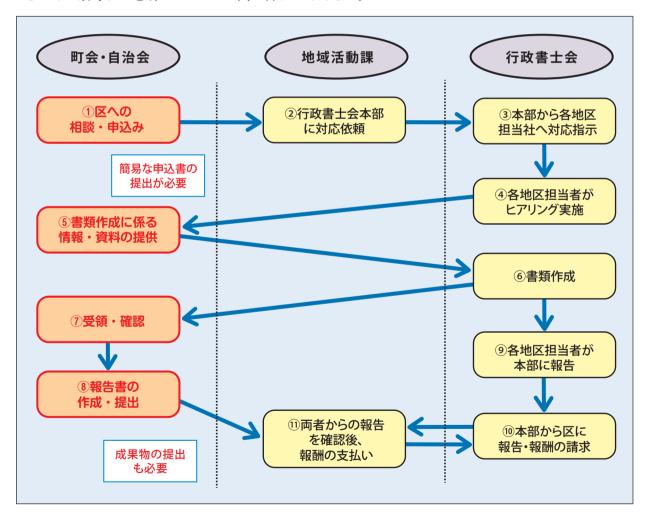
3. 費 用

区が行政書士会に直接報酬を支払うため、町会・自治会の負担額はなし。

補助率 経費の1/1以内(上限60,000円)

※各町会・自治会の年間活用件数に制限あり

- 4. お問い合わせ先
 - ・地域活動課 地域支援係 電話: 5742-6648
 - もしくは最寄りの地域センターへお問い合わせください。



<具体的な支援内容>

①町会・自治会の運営に関する書類の作成

(例: 会則、予算書、決算書、議事録、その他の運営に関する書類)

②補助金申請書類の作成(代理申請を含む)

(例:地域の底力発展事業助成、地域見守り活動事業補助金、 児童参加地域事業補助金、その他の補助金申請書類)





品川支部の行政書士による 無料 相談

毎月、毎週 やっています 📸

「悩んでないでまず相談!」

東京都行政書士会品川支部は、品川区広報広聴課区民相談室及び品川 区立武蔵小山創業支援センターとの連携のもと、行政書士による無料相 談を定期的に実施しております。

皆様の日々の暮らしの中でのお悩みや、ビジネス、事業に関する相談 等に、専門知識と豊富な相談経験を有した行政書士が親身に対応させて いただきます。「頼れる街の法律家」行政書士に相談することで、皆様 のお悩みを解決する糸口を見つけるきっかけにもなります。ぜひお気軽 にご利用ください。

品川区役所・区民相談室





- 区民相談室入口 看板が目印
- 品川区役所 第三庁舎3階 区民相談室で 実施中!
- ○暮らしのお困りごとについての相談に幅広く対応しています!
- ●建設業や飲食業等の各種許認可、相続・遺言、成年後見、外国人の在留 許可、会社設立などの手続き等のご相談にぜひご利用ください!
- ●毎週、行政書士相談を実施している自治体は、品川区をはじめ都内で はごくわずかです。ぜひこの無料相談を利用して、お悩み解決のきっ かけ作りにしましょう!
- ●毎週金曜日(第5金は除く)実施中 <予約制>

武蔵小山創業支援センター

- 創業準備中あるいは創業後の起業家を対象にした行政書士なら ではの専門相談です!
- 事業や創業に関する許認可や外国人の雇用、株式会社等の法人 設立・運営管理、企業取引の文書作成、事業承継等の相談に ぜひご利用ください!
- ●毎月最終木曜日実施中 <予約制>



▲広くて落ち着いた 相談ルーム

▶キッズ & ビズ武蔵小山内 創業支援センターで実施中



行政書士による無料相談のご予約方法		
場所	品川区役所・区民相談室	武蔵小山創業支援センター
対 象	区内在住・在勤・在学者の方	区内在住で、会社を既に経営されている方 起業・事業承継をご検討中の方
実施日時	毎週金曜日(第1~4金曜日) ① 13:00~13:40 ② 13:45~14:25 ③ 14:30~15:10 ④ 15:15~15:55	毎月最終木曜日 14 時~17 時
相談時間	40 分以内 予約制	1 時間以内 予約制
予約方法	◆ 相談日 1 週間前の午前 9 時から電話でご予約ください (先着順)03-3777-1111 (代)	下記ホームページのお申込みフォームから ご予約ください (先着順) https://musashikoyama-sc.jp/ 03-5749-4540

◆ご予約のお電話をいただいた際に、区民相談室受付担当が、ご相談内容により適した専門家(弁護士、税理士等)の相談や区民相談窓口等をご紹介する場合があります。あらかじめご了解ください。ご相談時に直接受任は行っておりません。最適な相談窓口をご紹介させていただきます。

発行所 東京都行政書士会品川支部 めーぷる 第4号 2020 年3月31日発行 発行人 金子 琢哉

発行所 東京都行政書士会品川支部 〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目20番8号 I N O ビル大崎502 TEL 03-3490-1650 FAX 03-6807-2580 WEB https://shinagawa-tokyo-gyosei.com/ 編集人 佐藤 英樹 長谷部 博昭